

[審査基準]

以下の審査基準は、

- ① 清須市、江南市、一宮市、稲沢市、あま市、津島市、愛西市、弥富市、犬山市、春日井市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、豊山町、扶桑町、大口町、大治町、蟹江町、及び飛島村の19市町村に、工業用水法対象以外で、
- ② 動力を用いて家庭用以外の地下水を採取するための施設で、
- ③ 揚水機の吐出口の断面積が6㎤を超えるものを変更する場合について示す。

県民の生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

— 前略 —

（変更の許可）

第五十七条 第五十三条第一項の許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、第五十四条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りでない。

2 第五十五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可について準用する。

（許可の基準）

第五十五条 知事は、第五十三条第一項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置等が規則で定める基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

— 後略 —

変更許可の手続きをとらなければならない事項は、揚水設備のストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原動機の定格出力、揚水量及び地下水の用途である。

・ストレーナーの位置の変更は、ストレーナーが数か所あり、深い方のストレーナーを埋め戻す場合のみ認められる。

ただし、変更前後とも規則で定める揚水設備に係る許可の基準の範囲内にある場合は認められる。

・揚水機の吐出口の断面積又は定格出力の変更は、通常、揚水機本体が変更となった場合で、断面積又は出力が変更となる場合に手続きが必要で、原則としていずれも大きくなる場合は認められない。

ただし、変更前後とも規則で定める揚水設備に係る許可の基準の範囲内にある場合は認められる。

・揚水量の変更は、揚水量を減少させる場合のみ認められる。

・揚水設備の承継等により用途が変わる場合は、用途について変更許可が必要。

・条例第56条第2項に該当する経過措置の揚水設備のストレーナーの位置、揚水機の吐出

口の断面積又は揚水機の前動機の前格出力を交える場合の許可基準は、許可揚水量を減少する或いは揚水設備を小さくする場合を除いて規則で定める揚水設備に係る許可の基準による。

規則で定める揚水設備に係る許可の基準

- |                                    |                       |
|------------------------------------|-----------------------|
| ① ストレーナーの位置                        | 地表面下 10m 以浅           |
| ② 揚水機の前出口の断面積                      | 19 cm <sup>2</sup> 以下 |
| ③ 揚水機の前動機の前格出力                     | 2.2kw 以下              |
| ④ 揚水設備を設置する工場等の揚水設備による 1 日当たりの総揚水量 | 350 m <sup>3</sup> 以下 |